

ベルギーの政党政治と合意形成

渡 辺 樹

- ① 合意形成（コンセンサス）を重視してきたといわれる、ベルギー政治を行き詰まらせる事態が起こりつつある。それを象徴するのが、2007年6月10日の総選挙の結果第一党となったフラームス・キリスト教民主党のルテルム党首が、連立内閣の形成に失敗したことである。12月19日になってようやく、フラームス・自民党党首のフェルホフスタット現首相が、2008年3月23日までの暫定政権を組織することで合意が成立したが、194日に及ぶ政治的空白がもたらされた。この背景を探るに先立ち選挙結果の確認と、議席を獲得した諸政党を中心に、ベルギーの主要な政党の概要を紹介する。
- ② この異常な事態は、合意形成を重視していたベルギー政治に、どのような変化が起きたのかという疑問を抱かせるものである。その疑問を解くために、ベルギー社会の特徴を押さえておきたい。ベルギー社会には、三つの対立軸があるといわれる。宗教への態度（カトリック対世俗主義）・階級対立・言語の相違（北部のオランダ語圏と南部のフランス語圏）である。一方、伝統的には「柱」と呼ばれている縦割りの社会構造があった。それは、カトリック、自由主義、社会主義という、宗教的イデオロギー的な共通項に基づくネットワークである。
- ③ 対立軸をめぐる争いは、それぞれのネットワークを代表する政党の形成を促し、政党政治を介して対立の調整と妥協が図られてきた。ベルギーの伝統政党といわれる、自由主義政党、カトリック政党、社会主義政党の成立と、展開を追うとともに、戦後のベルギー社会を二分した大問題である、国王の退位、教育問題、言語圏をめぐる問題における各政党の対応と、それらが政党に与えた影響とを確認する。
- ④ 1960年代以降、言語と経済問題をめぐる利害対立が深刻化した。それに対応しようとしたのが、1970年以降の「国家改革」の動きであり、その結果として、ベルギー政治の地方分権化が推進し、言語による共同体と地域とが法的な構成体とされ、段階的に一定の権限が委譲されていった。1993年の憲法改正により、ベルギーの分権化は一層進展し、単一国家から連邦国家へと移行したのである。
- ⑤ ベルギーの政治は連邦制の成立によって安定するようみえたが、近年になって南北対立は更に激しさを増している。本稿では1993年の憲法改正によって成立した、現行のベルギーの複雑な統治機構の概要をみるとともに、現在課題となっている問題に言及しておきたい。
- ⑥ 最後に、比較政治学の観点からベルギー政治を分析した、アレンド・レイプハルト教授の所説を中心に、ベルギー政治の特徴をまとめておく。彼は、「合意形成型の民主主義」の典型として、ベルギー政治における、大連立（大連合）、多党制、比例選挙、硬性憲法等に着目している。彼が抽出した論点を、ベルギーの現実政治と突き合わせながら若干の検討を加える。
- ⑦ 欧州連合（EU）の統合と拡大が進む一方、地域に密着した分権化も進捗するという、従来の国家の枠組みが動揺する状況の中で、ベルギーがいかにして分権と統合という、相反する方向性を有する課題に対処していくのか、今後の動向が注目される。

ベルギーの政党政治と合意形成

渡 辺 樹

目 次

はじめに

I ベルギー政治の現況

- 1 総選挙の結果と連立協議の難航
- 2 主要政党の概要

II ベルギー政治の歴史的特質

- 1 多元的な社会構成
- 2 戦後の連立政権と「国家改革」

III 連邦制ベルギーの統治機構

- 1 国王・中央政府・議会
- 2 地域・言語共同体の政府と議会

IV 合意形成型政治の特質

- 1 レイプハルト教授の民主主義論
- 2 ベルギーの合意形成型政治の特質

おわりに—多元的社会と政治的統合

別表1 戦後歴代政府一覧

別表2 1946-1999年の下院選挙結果

はじめに

ベルギーは「多極共存型民主主義 (Consociational Democracy)」や「合意形成型民主主義 (Consensus Democracy)」のモデルとされ、言語的社会的な内部対立を抱えながらも、それらを多党制に基づく連立政権によってまとめあげる、独特の民主政治を行っているといわれてきた⁽¹⁾。

しかし、2007年6月に実施された総選挙後に、次期政権をめぐる協議が難航し、194日に及ぶ政治的空白が生じ、国家分裂の危機さえ囁かれるようになった。

本稿は、このようなベルギー政治の変化を捉えるために、ベルギーの社会における対立と統合の歴史的な特徴を検討するとともに、連立政治とそこで主要政党の果たした役割を概観することとしたい。

次に、1970年代以降、言語圏の対立の激化により、単一国家から次第に連邦制へと傾斜していく「国家改革」の過程を、憲法改正の動きを軸に追うこととする。

1993年の憲法改正により、ベルギーは連邦制国家となり、多元的な社会の利害対立を反映した複雑な統治機構を持つようになった。本稿ではその概要を示すとともに、A.レイプハルト教授の提起した論点を現在の時点で再検討し、ベルギー政治の課題である、多元的社会における政治的統合の問題を考えることにしたい。

なお、本稿では、主要な政党についてはその概要に言及している個所で、できるだけ原語を注記し、表記も原語に近いものを心がけたが、地名は慣例的な英語読みに従っている。

I ベルギー政治の現況

1 総選挙の結果と連立協議の難航

2007年6月10日に実施された総選挙の結果、連立政権を率いていたヒー・フェルホフスタット首相のフラムス・自由民主党 (VLD) が大敗し、中道右派のフラムス・キリスト教民主党 (CD&V) が第一党に躍進したと報じられた⁽²⁾。後者は、オランダ語圏の自治拡大を公約に掲げ、イプ・ルテルム党首の個人的人気もあって勝利したといわれる。前回2003年の選挙

表 2007年総選挙結果

下院/政党	得票数	得票率	議席※
CD&V/N-VA	1,234,950	18.5	30 (21+1)
MR	835,073	12.5	23 (24)
PS	724,787	10.9	20 (25)
VLD	789,445	11.8	18 (25)
VB	799,844	12	17 (18)
SP. a-Spirit	684,390	10.3	14 (23)
CDH	404,077	6.1	10 (8)
Ecolo	340,378	5.1	8 (4)
LDD	268,648	4	5 (-)
Groen	265,828	4	4 (0)
FN	131,385	2	1 (1)
その他	192,555	2.9	0 (0)

上院/政党	得票数	得票率	議席※
CD&V/N-VA	1,287,389	19.4	9 (6)
MR	815,755	12.3	6 (5)
VLD	821,980	12.4	5 (7)
VB	787,782	11.9	5 (5)
PS	678,812	10.2	4 (6)
SP. a-Spirit	665,342	10	4 (7)
CDH	390,852	5.9	2 (2)
Ecolo	385,466	5.8	2 (1)
Groen	241,151	3.6	1 (0)
LDD	223,992	3.4	1 (-)
FN	150,461	2.3	1 (1)
その他	179,145	2.7	0 (0)

※ () 内は、2003年選挙での議席数、Groenは当時はAgalev、(-) は当時は存在しない政党等
(出典) ベルギー政府ホームページ〈http://elections2007.belgium.be//fr/cha/seat/seat_etop.html〉から作成

(1) 代表的な著作として、アレンド・レイプハルト (内山秀夫訳) 『多元社会のデモクラシー』三一書房, 1979. 同 (粕谷祐子訳) 『民主主義対民主主義』勁草書房, 2005. がある。論点の整理としてK. D. マクレイ「民主主義的な決定作成様式の対比」岩崎正洋ほか編著『民主主義の国際比較』一藝社, 2000, pp.161-189. 参照。

(2) 『読売新聞』2007.6.11, 夕刊。

では、脱原発や同性間の結婚容認などの改革路線が支持されたVLDであったが、今回は南北間の緊張の高まりにより敗北したといえよう。

2007年の下院と上院の選挙結果は、前頁の表の通りである。

選挙結果を受けて、早速、CD&Vのルテルム党首が新連立政権作りに着手したが、南部地域と北部地域の対立から連立協議が難航し⁽³⁾、2か月余を経過した8月末には、国王アルベール2世が半世紀ぶりに仲介交渉に乗り出すという異例の事態に陥った。このような窮境に、わが国のメディアでも「ベルギー分裂の現実度」⁽⁴⁾や「ベルギー分裂騒ぎ」⁽⁵⁾というような見出しが躍るようになった。結局、ルテルム党首は組閣断念に追い込まれ、国王は、12月10日にフェルホフスタット氏に暫定政権の可能性を探るように命じ、12月19日に、同氏による暫定政権の発足が発表された⁽⁶⁾。選挙から194日をかけて、ようやく暫定政権が樹立されたが、政治的空白には慣れているベルギー国民の間からも分裂を危惧する声が上がっていた⁽⁷⁾。

2 主要政党の概要

2007年の総選挙で議席を獲得した政党（以下に太字で表記）を中心に、ベルギーの政党の概要を捉えておきたい。

ベルギーは、伝統的にカトリック系、自由主義系、社会主義系の三系統からなる政治集団が、主要政党としての役割を演じてきており、名称からは政治的色彩が分かりにくいので、伝統的な系列に即して紹介したい。

(1) カトリック系

両院で第一党となったCD&V/N-VAは選挙の際の政党連合であり、単独政党としては、CD&VとN-VAに分かれる。前者がカトリック系政党である。また、下院で10議席を獲得したCDHもカトリック系である。

ベルギー政治の主要政党であったカトリック党は、1968年にオランダ語圏の「キリスト教人民党（CVP：Christelijke Volkspartij）」とフランス語圏の「キリスト教社会党（PSC：Parti Social Chrétien）」に分裂した。2001年にCVPはフラムス・キリスト教民主党（CD&V：Christen-Democratischen en Vlaams）⁽⁸⁾へと、さらに党名を変更したのである。

PSCは少し遅れて、2002年に人道的民主センター（CDH：Centre démocrate humaniste）⁽⁹⁾に党名を変更した。

1968年に分裂したといっても、CVPとPSCは政権参加については共同歩調をとり、1999年までのほとんどの期間にわたって政権についていた。野党に転落してから一部の議員が、よりリベラルな保守新党の結成に踏み切ったが、新党は既成の自由主義政党に吸収されて、再編の核にはならなかった。

今回、CD&Vと選挙協力をした、N-VAはオランダ語圏の地域政党であるので、(4)で述べる。

(2) 自由主義系

下院で23議席を占めた**改革運動**（MR：Mouvement Réformateur）⁽¹⁰⁾と18議席の**フラムス・自由民主党**（VLD：Vlaamse Liberalen en Democra-

(3) Benoit Rihoux et al, "Belgium", *European Journal of Political Research*, 46 : 7-8 (2007.12), p.895. によれば、同氏はかねてより、「フランス系はオランダ語を学ぶ知的能力に欠ける」などと発言して、反発を招いていた。

(4) 「ベルギー分裂の現実度」『ニューズウィーク 日本版』22巻39号, 2007.10.17, p.65.

(5) 『読売新聞』2007.9.25.

(6) 『朝日新聞』2007.12.20.

(7) 「分裂国家」ベルギーの命運握るEU『選択』34巻1号, 2008.1, pp.12-13.

(8) 〈<http://www.cdenv.be/pagina/partij/partij>〉以下、注20までのHPへの最終アクセスは2008.1.24である。

(9) 〈<http://www.lecdh.be/parti/historique.php>〉

(10) 〈<http://mr.be/Le-Mouvement/Notre-Historie/Le-Mouvement-Reformateur.php>〉

ten)⁽¹¹⁾が自由主義系である。前者がフランス語圏であり、ブリュッセルを地盤とする地域政党の「フランス語民主戦線 (FDF: Front Démocratique des Francophones)」やワロニアを地盤とする「変革への市民運動 (MCC: Mouvement des Citoyens pour le Changement)」等と選挙協力をを行っている。

後者のVLDが、総選挙前の連立政権の中心政党であった。選挙では敗北したが、結果としてフェルホフスタット首相が引き続き暫定政権を担うことになった。選挙においては、オランダ語圏の小政党と協力関係を築いている。

近年、VLDから有力政治家の離脱が続き、リベラル右派の小政党が結成されているが、今回の選挙ではデデッカー上院議員を中心に、**デデッカーのリスト** (LDD: Lijst Dedecker) だけが議席を獲得した。

(3) 社会主義系

下院で20議席を占め第3党となった**社会党** (PS: Parti Socialiste)⁽¹²⁾と、14議席を獲得した社会主義系の選挙連合SP. a-SpiritのうちSP. aが社会主義政党である。かつての社会党が、1978年に分裂して、オランダ語系の社会党 (SP: Socialistische Partij) とフランス語系の社会党 (PS) とになった。

オランダ語圏のSPは2002年に党名を**社会党連合** (SP. a: Socialistische Partij anders)⁽¹³⁾に変更した。鉱工業が盛んで、階級対立の激しかったフランス語圏を地盤とするPSの方が、SP. aよりも多くの支持を獲得しているが、2007年の選挙結果からは、オランダ語圏で地域政党のSpiritと選挙協力をを行うことで、SP. aの嵩上げ

に成功していることが窺える。Spiritについては(4)で述べる。

(4) その他

民族主義政党として、オランダ語圏であるフランダースでは、かつては、「**フラームス・ブロック** (VB: Vlaams Blok)」が有名であった。オランダ語圏の独立要求と人種差別的言動を伴う過激な要求で1980年代、90年代に支持を伸ばしたのである。同党が2004年に禁止されたため、それを引き継いだのが**フラームスの利益** (VB: Vlaams Belang)⁽¹⁴⁾である。VBは1981年以来選挙ごとに支持を伸ばし、2004年の地方選挙では、アントワープで30%の得票を獲得し、2006年のアントワープ市長選挙で初めて主要都市の首長の座を窺う勢いであった。しかし、前回選挙より0.5%の積み上げに成功したものの、社会党系の現市長が35.3%を獲得したため、苦杯をなめた⁽¹⁵⁾。2007年選挙においては下院で17議席を獲得し、大きな勢力を維持している。

フランス語圏であるワロニアの民族主義政党としては、**国民戦線** (FN: Front National)⁽¹⁶⁾が、強硬な移民排撃の主張で知られている。今回の選挙で、両院とも1議席にとどまった。

エコロジー政党としては、8議席を獲得したワロニア地域の**エコロ** (Ecolo)⁽¹⁷⁾と4議席のフランダース地域の**グローエン** (Groenl)⁽¹⁸⁾がある。1980年代から、環境保護を訴えて国政に進出し、1999年選挙後には、EcoloとGroenlの前身である「**アガレフ** (Agalev)」が、一期だけとはいえ連立政権の一翼を担った。

戦闘的な民族主義とは区別された形で、言語や文化を守ろうとするオランダ語圏の民族政党

(11) <<http://www.vld.be/page?&orl=1&ssu=&lng=1&page=3>>

(12) <<http://www.ps.be/source/PageContent.aspx?MenID=288&EntID=1>>

(13) <<http://s-p-a.be/national/ideeen/standpunten/vernieuwing/>>

(14) <<http://www.vlaamsbelang.be/>>

(15) Rihoux, *op.cit.*, p.892.

(16) <<http://www.frontnational.be/>> ネット上の党綱領で、「移民」の項は内容を削除されている。

(17) <<http://web4.ecolo.be/>>

(18) <<http://www.groen.be/>>

に、「人民同盟 (VU: Volksuni, 1954-2001)」があった。同党の解党後に誕生したのが、SP. aと選挙協力をしたスピリット (Spirit)⁽¹⁹⁾と、CD&Vと選挙協力をした新フラームス同盟 (N-VA: Nieuw-Vlaams Alliantie)⁽²⁰⁾である。以上の諸政党の他にも、ドイツ語圏の地域政党、言語政党の存在をはじめ、いくつもの小政党が存在しているが、国政レベルでの影響を考えると、主要政党としては以上で十分であろう。このうち、2008年3月23日までの暫定政権を構成するのは、VLD、CD&V、MR、CDH、SP. aの主要5政党である⁽²¹⁾。

次に、以上のような政党の分立を生んだ、ベルギー社会の特質をみることにしたい。

II ベルギー政治の歴史的特質

1 多元的な社会構成

(1) 三つの対立軸

ベルギーは1830年にオランダから独立した。1814年のナポレオン失脚後のウィーン会議を受けて、ヨーロッパ各国の再編が行われたが、ベルギーは当初オランダ王国に併合されたのであった。しかし、オランダ王のプロテスタント優遇や自由主義的な諸権利の抑圧に反発したベルギーのカトリック勢力と自由主義勢力が「統一同盟 (Unionist)」を結成し、1830年のフランス7月革命を機に蜂起し、独立を勝ち取ったのである。翌1831年に立憲君主制の憲法を定め、議会制民主主義の体制を構築した⁽²²⁾。

ベルギーは複合的な国家であり、北部のフランダース人はオランダ人と同じゲルマン系であ

り、オランダ語の一種であるフラマン語を話し、南部のワロニア人はケルト系でフランス語を話すという、人種的言語的相違を内包していた⁽²³⁾。独立後の公用語はフランス語とされ、政治・経済上の主導権は、首都ブリュッセルとワロニアの、フランス語を話すエリートが握った。ベルギー政治の歴史は、そのような一部勢力による権力独占から、次第にそれに反発する勢力が伸長する中で、様々な局面ごとに対立が繰り返され、妥協に基づく新しい統合様式が模索される歴史であった。権力の共有を特徴とする現代ベルギーの政治は、その妥協と統合の結果であるということもできるが、このようなエスニシティや地理などの自然的な与件が、直ちに合意形成型の民主主義を形成するものでなく、歴史的・社会的な要因が複雑に絡み合って形成されたのである。

次にその主なものをみておきたい。

ベルギーの社会には大きな三つの対立軸があるといわれる⁽²⁴⁾。

第一は宗教をめぐる対立であり、敬虔なカトリックと世俗的な勢力との間に亀裂がある。独立の際には「統一同盟」を構築したにもかかわらず、早くも1840年代において、カトリック系と自由主義者が、宗教系私立学校への補助金と公立学校での宗教教育の扱いをめぐる対立し、政治問題化した。教育をめぐる問題は1950年代にも大きな政治的争点になったので、後で、検討することにしたい。

第二に階級対立である。独立以来、ベルギーの主導的な階級であった自由主義的ブルジョアジーに対し、特に19世紀後半以降、産業化の進

(19) <<http://www.meerspirit.be/>>

(20) <http://www.n-va.be/n-va_en.asp>

(21) “Belgium Finally Gets a Government” *The Times*, Dec. 21. 2007.

<<http://www.time.com/time/world/article/0,8599,1697607,00.htm>> last access Jan. 23. 2008.

(22) 武居一正「ベルギー国憲法」阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集』有信堂高文社, 2005, pp.408-409; 山岡規雄「ベルギーの憲法事情」国立国会図書館調査及び立法考査局『諸外国の憲法事情 2』(調査資料 2002-2) 2002, pp. 53-54.

(23) 栗原福也『ベネルクス現代史』山川出版社, 1982, pp.14-16.

(24) 津田由美子「ベルギー」馬場康雄・平島健司編『ヨーロッパ政治ハンドブック』東京大学出版会, 2000, p.183.

展によって誕生した労働者階級が、参政権の拡大をもとめて結束するようになったのである⁽²⁵⁾。当初は鉱工業の盛んなワロニアにおいて、労働者の運動が起こったが、後に全国に拡大していった。しかし、現在でもその影響が残り、南部は社会党系の地盤といわれる。

第三の対立軸は言語である。北部ではオランダ語が話され、南部ではフランス語が話されることによる⁽²⁶⁾。しかし、政治問題として顕在化するのには、独立当初に政治的・文化的主導権を握っていたフランス語圏に対し、劣位に立っていたオランダ語圏が、平等な取り扱いを求めて運動を強めた結果である。言語の問題を詳細にみると、首都のブリュッセルが北部に位置しながらフランス語使用であること、少数ではあるがドイツ語を使用する地域があること、それぞれの言語圏の境界付近では、バイリンガルが存在すること等の問題もあり⁽²⁷⁾、今日に到るまで未解決の問題となっている。

ところで、宗教・階級・言語という対立軸は、相互の対立と亀裂をもたらすのであり、ベルギー社会はこのような「対立軸」に沿って分断される一方、対立するそれぞれの勢力の内部における結束を生み、1880年代以降、政党・労働組合・教育・福祉施設等を含むネットワークである、「柱 (zuilen)」と呼ばれる強固な社会組織が形成されたのである⁽²⁸⁾。「柱」はベルギーやオランダという多元社会に特徴的な「縦割りの組織」である。たとえば、カトリックの「柱」の中心にはローマ・カトリック教会があるが、その周囲に様々な集団・組織が結びついているのである。中でも特筆すべきものは、幼稚園か

ら大学に到る各段階の教育機関であり、カトリック系の私立学校が、公教育よりも多くの学生・生徒を擁するといわれる⁽²⁹⁾。また、カトリック系の病院が医療機関の中で、中心的な働きをしているとされる。政党も「柱」の中心的組織のひとつであるが、政党の内部に農民・労働者・中産階級の三つの「身分 (standen)」を抱え、この身分ごとの組織が、政党との結びつきと同じくらい強く「柱」と結びつくという、複合的なネットワークが形成されているのである⁽³⁰⁾。したがって、カトリックの労働者「身分」の者は、カトリック系の労働組合組織に加入するので、日本のように企業単位・産業単位でまとまるということではない。カトリック系労働組合は、1960-70年代に、100万人以上の組合員を擁し、ベルギー最大とされ、青年向け・女性向け・男性向けの教育機関や日刊新聞を含むメディアを所有していたという⁽³¹⁾。

カトリックが一番顕著な例であるにしても、社会主義者も自由主義者も同じようにそれぞれのネットワークを構築している。このような「柱」の存在は、政党の機能に影響を与え、連立政権の政策協議は、「柱」に連なる様々な要素を勘案した複雑なものとならざるをえないという。

他面からいうならば、単に政党の組み合わせ・議員の数合わせとして連立政権を模索するというよりも、「柱」を構成する多くのネットワーク組織の主張・利害を踏まえつつ、合意形成を求めることになる。一見すると、選挙結果を直接には反映しない、国民から遊離した政党間の協議によって連立政権が発足するように見

(25) 同上

(26) 同上, pp.183-184.

(27) John Fitzmaurice, *The Politics of Belgium*, London: Hurst & Company, 1996, p.52.

(28) Wirfried Dewachter, "Changes in a Particratie: The Belgian Party System from 1944 to 1986", in Hans Daalder ed., *Party System in Denmark, Austria, Switzerland, The Netherlands, and Belgium*, London: Frances Pinter, 1987, p.337, 他に Fitzmaurice, *ibid.*, p.222; 栗原 前掲書, p.21; 津田 前掲論文, p.191.

(29) Dewachter, *ibid.*

(30) *ibid.*, pp.337-338.

(31) *ibid.*, p.338.

えるが、実際は様々なチャンネルでの話し合いをとおして、錯綜した多元社会の意向を探ると共に、現実的な政権作りをするところに、政治的エリートの役割があったのである⁽³²⁾。

このように、宗教的・イデオロギー的な分裂に加え、身分的な区別も存在する一方で、「柱」によって結合されるという重層性・多元性がベルギー社会の伝統的な社会構成である。「柱」が構成員の日常生活の全面にわたって深く関与し、強固な共同体を作っていたのである。教育や福祉という、国家が介入してよい分野においても、まず、「柱」による自足的な活動がなされていたことは、ベルギーの市民社会の強さを示すものとして注目されてよいだろう。

(2) 政党の形成と提携

ベルギーの政党は、歴史的に見ると、最初に宗教をめぐる対立軸に沿って形成され、次に、階級をめぐる対立軸をはさんで結成されたといえよう。カトリック政党と、自由主義政党と、社会主義政党である。これら三者が伝統政党であり、19世紀からの100年を超える歴史を持つ。三つの対立軸のうち、残された言語の問題は、フランダース運動として20世紀初頭から影響力を持ち始めたが、第二次大戦後になって大きな政治問題となった。言語問題は、現在に引き続くものである。次節の中であつかうこととし、本節では、結成が早い自由主義政党から順に、1960年頃までの主要政党の消長と連立関係の歴史を辿っておきたい。

(i) 自由主義政党

1830年の独立を導いた統一同盟は1828年に結成され、1847年まで存続した。しかし、1840年以降は衰退し、1846年に「自由党 (Parti Libéral)」が結成されると間もなくその使命を終えたので

ある。統一同盟は、政党の前身というよりも、カトリック勢力と自由主義勢力の協力機関であり、1840年までの政治を政党政治ということはできないといわれるが、同盟内のカトリック系と自由主義系の傾向は明らかに区別できるという⁽³³⁾。

自由党は、首都であるブリュッセル地域を地盤としたが、分裂と再結合を繰り返したといわれる。なかでも、保守的な自由主義者と進歩的な自由主義者の溝は大きく、前者は、反教権主義を除けばカトリック右派と同じような立場といわれ、後者は、普通選挙権の獲得や社会改革に熱心だった。この両者は、1881年に分岐し、再統合されたのは1919年であったという⁽³⁴⁾。

自由党は1848年から1884年までの間、主要政党として政権を何度も担ったが、その後は1919年までカトリック党の過半数支配を許し、下野することになった。1919年の選挙権の拡大（男子普通選挙権）によって、カトリック党の独占は打ち破られたものの、社会主義政党が勢力を伸ばし、自由党を脅かす存在になった。諸政党の成立とともに、様々な形態の連立政権が登場することになる。自由党とカトリック党の連立は、1921-25年、1931-32年、1932-35年であり、社会党との連立は戦後の1946-47年、1954-58年に行われた⁽³⁵⁾。この1954年からの連立政権のときに後述する教育問題が沸騰した。

1960年代に自由党は、フランダースでカトリック層への支持拡大に成功し、1961年には党名を「自由進歩党 (PVV/PLP : Partij voor Vrijheid en Vooruitgang / Parti de la Liberté et du Progré)」に変更し、先に国論を二分した教育問題を調停する「教育協定」を受け入れ、自由市場とベルギーの統一を堅持する中道政党として再出発したのである。

⁽³²⁾ Liesbet Hooghe, "Belgium: Hollowing the Center", Ugo M. Amoretti & Nancy Bermeo ed. *Federalism and Territorial Cleavages*, Baltimore: Johns Hopkins University Press, 2004, p.67. 及びFitzmaurice, *op.cit.*, p.2.

⁽³³⁾ Fitzmaurice, *ibid.*, p.26.

⁽³⁴⁾ *ibid.*, p.190.には、1990年に再統合とあるが、おそらく1919年の誤植であろう。

⁽³⁵⁾ *ibid.*, pp.190-191.

(ii) カトリック系政党

カトリック系の政党は自由党の活動に対する反動として、1863年以降発展してきたが、当初は議会内政党であり、議会外の組織は地方における選挙団体に限られていた⁽³⁶⁾といい、地方の名望家の集合体であったといえよう。

1863年以前においては、地域ごとに保守層の政治団体が散在していた。「保守立憲同盟」という名の団体は、1852年にゲントで結成され、ルーヴァン（1854年）、アントワープ（1858年）、ブリュッセル（1858年）などの都市に広がったが、この段階では、政党というよりも、選挙のための委員会組織というものであった⁽³⁷⁾。ブリュッセルを中心とした自由党と異なり、宗教としてのカトリックは国全体に広がっており、直ちにそれが政党に移行するものではなかった。実際、政治的な次元での活動は地域ごとに派生した諸団体が担い、そこから時間をかけて単一的な政党へと形成されていったといえよう。

「保守立憲同盟」以外の例として、1853年にブルージュで結成された「カトリック・サークル」は、初めは精神的・宗教的な目的で集まったものが、次第に政治への関与を深め「保守立憲同盟」と並ぶカトリック党内保守派の政治勢力に統合されていった。また、「サン・ヴァンサンパウロ協会」（1845年）や「カトリック労働協会連盟」（1867年）という、リベラルなキリスト教民主主義の流れもあった。これらは、1888年に「カトリック党」に合流し、それによって同党は一体となって宗教的なアイデンティティのもとに統合され、議会の過半数を握るようになった。同党は、1899年の比例代表制の導入にもかかわらず、1919年に到るまでは単独政権を続けるほど有力であった⁽³⁸⁾。同年の

普通選挙の実施により、カトリック党は支持率を30%台に減じたが、1925-29年、1936-39年を除き、なお第一党の座を確保し、全期間にわたって、連立政権の主流を構成する政党であり続けた。

その間の連立政権の構成をみると、1919-21年、1926-27年、1935-39年は、カトリック党、労働党、自由党の主要3政党の連立政権、1925-26年、1939年は、労働党との連立政権、1921-25年、1927年、1931-31年、1932-35年、1939年には自由党との連立政権であった。例外的に、1925年にはカトリック党の少数単独政権があったが、1週間しか続かなかったという⁽³⁹⁾。

男子普通選挙権の付与は、カトリック党に脱皮を迫るものであった。労働者層への有権者の拡大は、カトリック勢力内において労働組合を基盤とするキリスト教労働組合連合（CSC：フランス語系）の力を増強した。このことは、従来の名望家政党から、利害関係を異にする多様な社会集団を包含する政党へと、自己変革の必要性を認識させるものであった。1921年にカトリック党は組織を再編し、「ベルギー・カトリック同盟（UCB）」として、政治家、農民、労働者、中産階級の4身分の連合体として発足した⁽⁴⁰⁾。しかし、この再編は政党の凝集力を弱め、折からの世界恐慌とファシズム台頭の影響により、フランダース独立運動やファシズムを支持する政党がカトリック陣営から分離する事態を招いた。そのため、1936年には、再度党改革を実施する必要に迫られ⁽⁴¹⁾、「カトリック・ブロック（BK）」と名称を変更し、フランダースの「カトリック人民党（KVV）」とワロニアの「カトリック社会党（PCS）」をその両翼とすることで、地域の要求に応える体制とした⁽⁴²⁾。

第二次大戦後、「身分」制度は廃止され、キ

⁽³⁶⁾ Dewachter, *op.cit.*, p.287.

⁽³⁷⁾ Fitzmaurice, *op.cit.*, p.172.

⁽³⁸⁾ *ibid.*, p.173.

⁽³⁹⁾ *ibid.*, Dewachter, *op.cit.*, p.287参照

⁽⁴⁰⁾ *ibid.*

⁽⁴¹⁾ 栗原 前掲書, pp.175-177.

リスト教個人主義に基づく、階級なき制度が模索された。党名もKVVが「キリスト教人民党(CVP)」に変更され、CVP/PSCとして一体の活動を続けたが、1965年には両政党が事実上独立し、1968年のルーヴァン大学問題を契機にCVP/PSCはCVPとPSCに分離したのである⁽⁴³⁾。

(iii) 社会主義政党

最初の社会主義政党である「ベルギー労働党(Parti Ouvrier Belge)」は、1885年に結成された⁽⁴⁴⁾。社会主義を名乗らなかったのは、労働者全体に呼びかける趣旨で、特にカトリック労働者を意識しての措置であった⁽⁴⁵⁾。労働党は、階級的イデオロギーに立脚しているとはいえ、当時の政治的要求としては、週休の実現、婦人・少年労働の保護、労働時間の短縮、雇主による労災補償等のほか、普選、公費による非宗教教育、国家と教会の分離、地方自治の拡大等の自由主義的な政策も目標として掲げていた⁽⁴⁶⁾。

労働党が、最初に議会で議席を獲得したのは1894年で、28議席を獲得し、104議席のカトリック党には遥かに及ばないが、自由党の20議席を抜いている。前回の1892年の選挙では、カトリック党91、自由党61、労働党0であったから、深刻な経済格差と選挙権拡大を背景とする労働党躍進の影響を最も受けたのは自由党であった。この後、普選の導入までは、自由党と労働党の拮抗した状態が継続するが、1919年以降、労働党が第二党の座を占めることが常態化していくのである。

小選挙区制をとる英国では、労働党の進出によって、それまで二大政党を形成していた自由党が衰退し、保守党と労働党が新たな二大政党になるのであるが、比例選挙のベルギーでは、そのような劇的な変化は起こらなかった。初期

の労働党の政権参加は、第一次大戦中の亡命政権と大戦直後の時期と、1925-26年の短期間のカトリックとの連立政権を除くと、1930年代の危機の時代に限られていたが、第二次大戦後には、しばしば連立政権の主体となり、同党のスパークやファン・アクルは、何度も首相を務めている(別表1参照)。

労働党は、1945年に「ベルギー社会党(BSP/PSB: Belgische Socialistische Partij/Parti Socialiste Belge)」に党名を変更した⁽⁴⁷⁾。

(iv) その他の政党

第二次大戦後に、様々な政党が活動を活発化させ、また新しく誕生した。「ベルギー共産党(KPB/PCB)」は1946年の選挙では12.7%の支持を獲得したが、それは戦前の二倍以上の得票であった。また、戦時中の亡命政府と対独レジスタンスとの協力関係もあり、1944年以降5回の連立政権でその一翼を担った。しかし、ベルリン封鎖や朝鮮戦争・ハンガリー事件などの影響で支持が低下し、周辺的な政党になっていった。

戦前のフランダース独立の動きは一旦解消したが、1954年に人民同盟が結成され、1961年以来、連邦主義を掲げて、一定の支持を獲得してきた。それに対抗して、フランス語系においては、1964年にブリュッセルで「フランス語民主戦線」が結成され、また、1965年にはワロニアを地盤とする「ワロン連合(RW: Rassemblement Wallon)」が結成された。この両者は選挙においては連合して戦うものの、相互に主体性を持った政党であり、片方が連立政権に参加し、他方は野党に留まることもみられる⁽⁴⁸⁾。

(42) Fitzmaurice, *op.cit.*, pp.35, 173.

(43) *ibid.*

(44) *ibid.*, p.181.

(45) 栗原 前掲書, p.124.

(46) 同上, pp.125-126.

(47) 前掲注(12)参照

(48) Dewachter, *op.cit.*, pp.288-290.

2 戦後の連立政権と「国家改革」

(1) 対立と統合

前節においては、伝統的なベルギー社会の対立軸と、そこに形成される「柱」という縦割りの共同体の役割と、政党組織の形成についてみてきた。ベルギー社会の亀裂は、今日に継続する問題であるが、「柱」構造は戦後の個人主義化・物質主義化の中で緩んできているとされ、それがベルギー社会の問題を更に複雑にしているといわれる⁽⁴⁹⁾。

そのような変化の過程で起こった、戦後の三つの大きな問題を取り上げて、ベルギー社会における対立の様相と、それを統合へともたらしめていた政治の動きをみておきたい⁽⁵⁰⁾。

(i) 国王問題

戦後のベルギー社会を分断した最初の大きな事件は、国王問題であった。レオポルド3世は、政府がドイツ軍の侵攻を避けてロンドンに亡命した際に同行せず、軍の最高司令官として、ベルギーにとどまり、ドイツ軍に降伏した。国王は、ドイツ軍の後退に従ってドイツ国内に移され、ベルギーが解放された時にはザルツブルク近郊に軟禁されていたといわれる。これらの行動はドイツへの協力が疑われるものであり、戦後、国王の帰国をめぐる世論が対立し、多年にわたり一致点を見出せない事態となった。

政党レベルでは、社会党・自由党左派・共産党が、レオポルド3世が自動的に復位することに反対し、カトリック党・自由党右派が賛成するという構図であった。対立は1944年末から、50年まで続いた。その間、1946年の総選挙で、復位賛成派は過半数を得られず、1947年に国王問題を一時棚上げにして社会党とカトリック政党であるキリスト教社会党とが連立政権を組ん

だ。このときに、女性の力で問題解決の糸口を見出そうとしたキリスト教社会党の主導により、1948年に婦人参政権が実現している。

1949年の総選挙で、キリスト教社会党が大勝したが、過半数獲得には到らず、自由党と連立政権を構築し、1950年3月に国王の復位についての国民投票の実施にこぎつけたのである。国民投票の結果は、国王の復位に対する賛成が全国では57.7%を占めたが、地域ごとにみると、フランダースで72%、ブリュッセルで48%、ワロニアでは42%であり、復位反対派はブリュッセル・ワロニアの住民は国王の復位を望んでいないと主張して譲らなかった。同年に議院が解散され、総選挙ではキリスト教社会党が上下両院で過半数を制し、国王の帰還を実現したが、反対勢力は大規模なデモや集会を行い、死者まで出る混乱となった。

ここにおいてレオポルド3世が退位を決定し、ボードワン皇太子に国王大権を委譲することで、ようやく決着を見、王は翌51年に退位したのである。一連の経過は、主導したカトリック政党への失望を生み、1954年には、はじめて連立政権から外れる事態を招いた⁽⁵¹⁾。

(ii) 教育問題

教育問題は、独立に当たって統一同盟に結集したカトリック勢力と自由主義勢力が、1840年代から対立した根深い問題である。従来カトリック系私立学校が教育分野では大きな貢献をしていたが、自由主義者は、教育と宗教の分離を図り、公立校の充実や、カトリック系の学校と教員の既得権に切り込むような改革を目指していた。しかし、全体としてみれば、双方のバランスをとりながら、1世紀が経過したといえよう。例えば、1937年には、カトリック系学校教員の年金を国庫から支出するという法律と、公立中学の校舎建築・維持の費用を国が負担す

(49) *ibid.*, pp.304-310; 津田 前掲論文, p.192参照

(50) Hooghe, *op.cit.*, pp.63-64.は全国規模の対立として、国王問題、教育問題、経済問題、ルーヴァン大学問題を挙げている。本稿では、経済と言語に起因する問題は、南北問題に含めている。

(51) Dewachter, *op.cit.*, pp.291-292; 栗原 前掲書, pp.226-230.

るという法律ができるというように、それぞれの主張を反映した政策が実施されている。

しかし、戦後に政権を担当した社会党・自由党が、公立中学の拡充を図ったため、学費の安い公立校の増設が、学費の高い私立校への脅威になると見たカトリック系のキリスト教社会党が反発し、1950年に同党が政権につくと、私立校への補助増額と、公立校増設の抑制政策を行った。

こうして、教育問題をめぐる対立が激しさを加える中で、1954年の総選挙では、社会党が得票を増やし、自由党との連立政権となった。社会党は、独自の社会主義的政策を進めるのではなく、自由党との連立政権の維持を優先して、両党に共通する反カトリックの政策を掲げた。それが、私立学校への補助金の減額と、宗教色のない公立学校による教育の拡大を企図した法律の制定であった。これはまた、ワロニア地方を地盤とする社会党が、カトリックの地盤であるフランダース地方に揺さぶりをかけることでもあった。

これに対してカトリック側は「自由と民主主義のための委員会」を設置して対抗し、聖職者も、宗教教育への挑戦であり、教会の影響力低下を狙ったものとして反対声明を出した。議会での論争も加熱したが、1955年7月に同法は成立した。しかし、問題は解決せず、1958年の総選挙で学校教育問題が争点となり、今度はカトリックのキリスト教社会党が両院で票を伸ばし、特に上院では過半数を制し単独内閣を組織することになった。

1958年選挙をはさんで政権を構成する政党が、全く代わってしまい、争点である学校教育のあり方への姿勢も正反対となった。この変化に際して、キリスト教社会党のエイスケン首相が、社会党・自由党と協議して妥協点を探る動きをみせた。その結果、1959年に「教育協定」

の締結に成功した。協定は、公私立学校の選択の自由と、それを保障する公立学校の増設、教育の無償化、国家による公私立学校教員への同一賃金の支給等を規定したもので、カトリックの私立校の既得権を保証しつつ、公立校増設の要求にも応えるものであったが、それを実現するための、国の財政的な負担増を不可避としたものであった⁽⁵²⁾。

教育問題は、形を変えた宗教問題であり、伝統的な対立軸である「宗教」をめぐって、両陣営が政権をかけて争ったものである。対立は深刻化し、極限にまで達したようにみえる。1954年から55年にかけて、法案に反対するカトリックは街頭デモ、生徒及び父兄のストライキ、首都ブリュッセルでの25万人の抗議デモ、220万人の反対署名などの運動を展開したのである。しかし、再度政権交代が起きたときに、同じ対立が繰り返されるのではなく、妥協の道が探られるところに、合意形成を求めるベルギー政治の特徴をみることができよう。

(iii) 南北対立

三つの対立軸のうち、最後に顕在化したのが「言語」にかかわる地域間の対立であった。既述のとおり、独立当初からフランス語使用者の政治的支配に対する、オランダ語使用者の反発はあったのであるが、第一次世界大戦前の時期に、文学的ロマン主義的な背景をもつ民族的色彩の強いフランダース運動がおきた。これが政治問題化したのは、1920年代から30年代においてであり、ドイツのナチズムの影響を受けた排外的色彩の強い運動となった。この運動は戦後下火になっていたが、国王問題をめぐって、国王支持派の多いオランダ語圏と退位を求める意見が強かったフランス語圏の対比が明確になるにつれて、1950年代以降、政治的社会的に大きな潮流となったものである⁽⁵³⁾。

この対立は、50年代初頭においては、北部の

⁽⁵²⁾ 栗原 同上, pp.236-237.

⁽⁵³⁾ Hooghe, *op.cit.*, p.60. は戦後の南北対立における口火を切ったものとして、ワロニア側の運動に言及している。

経済的な興隆に伴って、フランダーズがワロニアとの政治的平等を主張するという形をとったが、次第に影響力低下を恐れるワロニアにおいても対抗する運動が形成され、双方の地域の主張がぶつかり合う形となっていった。

このような場合に通常用いられる手法は、政治指導者による話し合いや、不満を持つ側の政治指導者を連立政権に加えて責任分担させることである。実益を伴う措置としては、地域の指導者を有力ポストにつけて、出身地域に対する財政出動の権限を与えることもあった。例えば、ワロニア選出の社会党の大臣に、防衛、産業、住宅等のポストを用意し、経済力が低下していたワロニアで雇用を生み出す機会を与えるといったことである⁽⁵⁴⁾。しかし、言語をめぐる南北の対立は、次第に抜き差しならない方向に傾斜していった。次にその経緯をみておきたい。

1960年には、国勢調査が予定されており、それは言語調査を含むと想定された。言語調査は、オランダ語、フランス語、ドイツ語の言語境界線の確定や、比例代表の定数配分に影響するために、以前から調査の客観性をめぐって軋轢を惹き起こしていた。調査を前にした1959年に、フランダーズで言語調査に反対する大きな運動が起こり、自治体の調査ボイコット方針が相次いで発表されたため、政府は言語調査の中止に追い込まれた。

その問題が、未だ沈静化していない1961年に、当時のルフェーブル政権が言語問題解決に着手する決意を固めたため、南北双方において再び議論が沸騰した。政府の方針は、首都ブリュッセルについては、従来どおり両言語の使用を認め、周辺のアランダ語圏にフランス語使用のブリュッセル住民が流入している問題については、周辺地域を二分し、首都圏南部についてはオランダ語を公用語として維持しつつも、

教育や行政という分野についてはフランス語使用を許可するというものであった。

63年には、教育・行政言語を、地域主義に基づいて、北部はオランダ語、南部はドイツ語圏を除きフランス語、ブリュッセルは両言語とする言語法を定めた。また、オランダ語圏から主張されていた、政府高官への任職の平等化を実現し、両地域半数ずつとした。また、議員定数を改定し、人口比に比例させた。

これらの措置は、人口比で劣勢に立つワロニア側の危機を募らせ、双方の関係に影響する重要な法律の採決には、単に議会の過半数の賛成を要するというのではなく、三分の二の特別多数を要することと、更に、各言語集団議員の過半数を要するように憲法を改正することが主張されるようになった。

この主張は、政治的な対立と妥協のルールが限界を迎え、いわばメタ・ルールとしての憲法秩序による安定が求められるようになった事情を表しているといえよう。

政府は、憲法改正に関する円卓会議を、三大政党を招いて実施し、その結果、1965年にカトリック系と社会党系は合意に達したが、自由党系は協定に加わらなかった⁽⁵⁵⁾。

同年に行われた選挙で票を伸ばしたのは、協定に加わらなかった自由党系と、地域の自治に基づく連邦主義を主張する地域政党であった。大幅に議席を減らしたカトリック・社会両党は、各地域への分権を支持する政策の採用を余儀なくされると共に、政党組織の内部においても、地域的な要求に密接に対応するための分党化が進み、次第に全国指導部を有する両地域政党の連合という形態へ移行していった。

こうして、地域間の平等と少数者保護という原則が共有される一方、地域の自治を強化し、中央政府からの権限委譲を求める連邦主義の流れが形成されるようになった。次の段階に向け

⁽⁵⁴⁾ *ibid.*, p.78.

⁽⁵⁵⁾ 栗原 前掲書, pp.273-276.

て、具体的にどのような形で分権を実現するか、また、各地域の自治と中央政府内における力の均衡をどのように確保して、安定的な共存関係を作るかが課題となっていた。

「国家改革」というのが、この過程全体を表すテーマとなり、憲法改正が政治的な問題として浮上することになったのである⁽⁵⁶⁾。

(2) 国家改革

国家改革の実施には憲法の改正を伴うということは、憲法改正に必要な議会内の三分の二を超える多数派形成が不可欠になったことを意味している。すなわち、国家のあり方に変更を加える時に、対立する言語地域の一方だけを満足させる提案では、多数派形成は不可能であり、双方が妥協できる案を見出すことが必須条件となる。これが、ベルギー憲法の与える制約であり、少数者を保護し、合意形成を促す、ひとつの要因である。

ところで、国家改革の成果である、近年の憲法改正の経緯や内容については、既に研究の蓄積があるので⁽⁵⁷⁾ 概要の紹介にとどめ、政治的対立と統合の観点から整理することにしたい。

ベルギー憲法は大きくまとめると、これまでに六次にわたる改正を受けているとされる⁽⁵⁸⁾。

第一次改正(1892-1893)と第二次改正(1919-1921)は、主として普通選挙の段階的導入のため、既述の通り、1919年に普通選挙権が規定されたのである。

第三次改正(1967-71)が、南北対立の解決を目指した「国家改革」の第一弾である。第四次改正(1980-85)、第五次改正(1988-1991)、第六次改正(1993)を経て、ベルギーは連邦制の国家に移行するが、国家改革のプロセスは、現在

も進行中である。

(i) 連邦主義の拡大

1970年の憲法改正を中心とする第三次改正は、主に二つの内容を持っていた。一つは、オランダ語・フランス語という「文化共同体」と「地域」の存在を公式に認め、両言語間の政策決定過程における完全な対等性を制度化することであり、他は、中央政府から権限の委譲を受ける統治機構上の組織として、既存の州でなく、新たな行政組織を導入したことである⁽⁵⁹⁾。

第一点の、言語集団の公式な認定と対等性の制度化を担保する規定は次のようなものである。憲法上、オランダ語、フランス語、ドイツ語の三つの言語に基づく文化共同体を認め、統治機構上の組織として位置づけたこと、首相を除いて、内閣はオランダ語使用者とフランス語使用者の同数の大臣から構成されること、上下両院の議員はすべてオランダ語かフランス語のどちらかの議員集団に所属することとし、国家再編や言語に関わる法律は、双方の議員団の過半数の賛成と、各院の三分の二以上の多数で可決すること、少数者を保護するための「警鐘手続」の制度化などである。

南北の対立の中から提起された諸要素を勘案し、更にマイノリティー(人口の1%程度といわれる)であるドイツ語共同体を憲法上位置づけるなどの工夫を凝らしている。また、内閣構成員のクォータ制も、条文として明記された。

第二の統治組織の新設と分権化は、次のような内容である。

「文化共同体」と、「地域」を統治機構として新設した。地域は、北部オランダ語圏のフランダース地域、南部フランス語圏のワロニア地域、首都ブリュッセルのブリュッセル地域の三

⁽⁵⁶⁾ ベルギー憲法の改正規定によれば、憲法改正にあたっては、立法権が改正の必要な規定を指定し、改正の宣言した上で、議会が解散となる。選挙を経た上で、新議会が改正案を準備する。山岡 前掲論文, p.64. 参照。

⁽⁵⁷⁾ 前掲注⁽²²⁾参照。議会期ごとの憲法改正の経緯については、山岡 同上, pp.71-74参照。

⁽⁵⁸⁾ 武居 前掲注⁽²²⁾, pp.409-411.

⁽⁵⁹⁾ 三竹直哉「連邦制ベルギーの国家とアイデンティティ」日本国際政治学会編『国際政治』110号, 1995.10, pp.115-116.

地域に分かたれた。この地域区分と、文化共同体の区分は一致しない。特に、言語上は二言語使用とされるブリュッセルの扱いは難しく、先送りされることになった。フランダース側の、オランダ語・フランス語の「二構成体からなる連邦主義」の主張と、ワロニア側のフランダース・ワロニア・ブリュッセルの「三構成体からなる連邦主義」という、対立する主張を勘案した結果、「妥協の制度化」⁽⁶⁰⁾である大変複雑な組織形態が生まれたといえよう。第三次改正では、以上の枠組みを規定したのみであり、その具体的な内容・権限は、第四次の改正に持ち越された。以上の経過を政党政治の側面から見ると、次のような対立構造があった。

1970年の憲法改正を主導したのは、1968年に成立したエイスケンス内閣であった。1965年選挙での連邦主義の勝利以後、どのような形の国家を形成するかが課題となったのであるが、68年の選挙結果は言語・地域政党の一層の伸張をもたらした。キリスト教社会党は69議席、社会党は59議席に減少する一方、フランダースの人民同盟が20議席、フランス語民主戦線とワロン連合が12議席、共産党も5議席を獲得した。キリスト教社会党は、この時、フランダースのキリスト教人民党とワロニアのキリスト教社会党に分裂し、社会党も、三地域のグループそれぞれが党大会をもち、両言語を代表する議長二名の体制になるなど⁽⁶¹⁾、全国政党としての組織的統一も解体し始めていたのである。

エイスケンス内閣は、カトリック系のキリスト教人民党／キリスト教社会党と社会党系の二政党(BSP／PSB)の連立政権であったが、合計128議席にとどまり、議会で三分の二を超える多数を獲得できなかったため⁽⁶²⁾、憲法改正

の準備段階として、超党派的な調査会を設置し、2年にわたって議論を重ねた。その結果、憲法の条文では基本原則を示すこととし、先に見たとおり、文化共同体と地域という概念を提示するにとどめ、詳細は後の検討に譲ることにしたのである。エイスケンス首相は、その後も問題解決の歩を進めようと、1971年末に選挙を実施したが、結果は連邦主義を掲げる政党の進出を招いただけであった。ここに到って、伝統的な三大政党の系列政党が連邦主義の潮流を受け入れたため、74年の選挙では幾分盛り返して、キリスト教人民党・キリスト教社会党を率いるティンデマンス氏が連立政権を立ち上げることになった。

連邦主義が主流となったということは、地域や共同体をめぐる問題が、一過性の問題ではなく、構造的・永続的な問題となったことを示している⁽⁶³⁾。このような状況を、多極共存型の解決方法に代わる別の方法として連邦主義が登場したと捉えた上で、憲法は連邦主義にふさわしいものに変化させたが、連邦主義以前の問題解決の体制も依然として継続している、とみることもできる⁽⁶⁴⁾。この指摘は、特に70年憲法改正の一点目について言えることであろう。

(ii) 連邦制の成立

第四次改正(1980-85年)で、これまで文化共同体と言っていたものを、「共同体」に改めると共に、共同体と地域の組織と機能が決められた。両者は共に固有の執行部と議会を持ち、一定の排他的な権限を付与され、その範囲で「法律の効力を有するデクレ」を定めることができる⁽⁶⁵⁾。これによって、連邦制に向けて歩み出す実質が形成されることになった。同時に、それに伴って発生するであろう、

(60) 同上, p.116.

(61) 栗原 前掲書, p.281; Fitzmaurice, *op.cit.*, p.49.

(62) Fitzmaurice, *ibid.*

(63) *ibid.*, p.50.

(64) Hooghe, *op.cit.*, p.67.

(65) 武居 前掲注(2), p.410.

中央政府および共同体・地域政府間の権限上の問題を解決するものとして「仲裁院」が設置された。

共同体や地域に新設される議会は、住民の直接選挙による議会ではなく、当該地域等選出の国会議員が兼務する形であった。共同体と地域に賦与された財政上の枠も国家予算の8%にしか過ぎず、また、ブリュッセル問題の解決が先送りされるなど、課題も残された。したがって、この改正を「暫定的な、しかし不可逆的な」と評価したのは適切であろう⁽⁶⁶⁾。

第五次改正（1989-91年）は、経済問題にシフトしたように見える⁽⁶⁷⁾。両地域の経済的な自立性を高めるため、財政制度を確立し、予算配分を33%まで引き上げることになったのである。この問題は、地域格差の問題を含んでおり、富裕になったフランダース側からは、税金の再配分に関し、ワロニアへの富の流出として不満が出ていた。これが、フランダースで連邦主義から更に進んで両地域の分離論が起こる理由の一つであるが、それに対しては、国内市場としてのワロニアの存在が、連邦にとどまる経済的なメリットであるとの反論がなされていた。ワロニアにとっての分離のメリットとしては、独自に現状より手厚い再配分政策を行うことができ、格差是正に取り組めるということがあがるが、フランダースからの所得移転がないと相対的な貧困化は免れず、それを避けようとするれば、妥協的な連邦主義を採らざるを得なかったのである⁽⁶⁸⁾。

第五次改正の他の成果として、ブリュッセル地域問題の解決がある。フランダース地域にありながらフランス語圏である、首都ブリュッセル在住のフランス語系人口の拡大が周辺市町村

に波及し、そこにおいて少数者となったオランダ語系の取り扱いが課題であったが、全国的な少数者保護の諸制度をブリュッセル周辺の特定地区に適用する仕組みができたのである⁽⁶⁹⁾。

第六次改正（1993年）は、一連の国家改革の仕上げであり、連邦制の導入が明記され、二院制の改革、共同体議会と地域議会の議員の直接選挙制、分権化の推進による中央の議会の規模縮小・権限の見直しがなされた。

政府と議会については、大幅な議員定数の削減を実施し、下院が212から150へ、上院は184から71と半分以下になった。上院では、定数削減ばかりでなく、議員選出方法の改正、権限縮小、「熟慮の議院」としてのあり方が明記され、国会議員と、共同体または地域議会議員との兼職制度が廃止された。大臣と国会議員の兼職も禁止となり、議員が大臣に就任した場合には、その議席は代理人が残り任期を引き継げるようになり、大臣を辞めた場合は、議席を回復できるとした⁽⁷⁰⁾。

III 連邦制ベルギーの統治機構

1993年の憲法改正の結果形成された、ベルギーの統治機構を図示すると、次頁の図1のようになる。

1 国王・中央政府・議会

I章1節にも書いたように、今回の暫定政権樹立に到る間に、国王アルベール2世が仲介の労をとったことが報じられている。このことは、ベルギー憲法第96条⁽⁷¹⁾の「国王は大臣を任免する」という規定に基づくとされる。しかし、ベルギーの選挙制度が比例代表制を採用

(66) Hooghe, *op.cit.*, p.71.

(67) Fitzmaurice, *op.cit.*, p.51は、ベルギー政治における連邦主義をめぐる状況が変化し、その間に脇にやられていた経済的な問題解決が求められるようになったという。

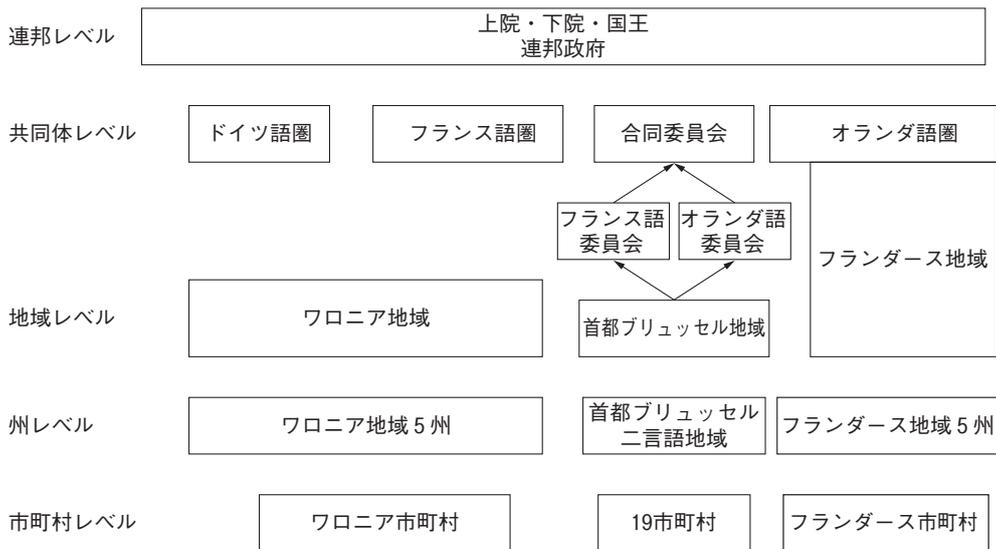
(68) *ibid.*, p.72.

(69) 武居一正「ベルギーにおける言語的少数者保護」『福岡大学法学論叢』47巻1号, 2002.6, pp.45-46.

(70) 武居一正「ベルギーの議会制度改革」『政策科学』3巻3号, 1996.2, pp.70-72.

(71) ベルギー憲法の邦訳は阿部・畑編 前掲注22所収の武居一正訳「ベルギー国憲法」pp.408-437によった。

図1 ベルギーの連邦制



(出典) 正林朝香「EU統合の深化とベルギーの連邦化政策」『IGCの成果と課題』(日本EU学会年報第18号) 有斐閣, 1998, p.143. 一部、筆者が変更

し、多数の政党による連立政権が常態となっているために、英国におけるように選挙で多数を占めた政党の党首を首相に任じるのとは異なったプロセスが必要となる⁽⁷²⁾。

(1) 国王

国王は、次期首相候補を決めるのに、様々な人と相談することができる。まず、現在の首相であるが、その場合は自分自身を候補者として推薦するかも知れない。また、王は、両院の議長や政党の指導者と相談することもできる。これらのプロセスは不可欠なものではないが、次に多くの場合、長老格の政治家を「情報提供者 (informateur)」として候補者の選定に当たらせることになる。「情報提供者」は年齢や所属政党の関係で、自身が首相候補になることはなく、可能ならば「組閣担当者 (formateur)」を国王に報告することに任務が限定されているが、しばしば連立の条件整備まで行うといわれる⁽⁷³⁾。一人目が失敗して、交代する場合もあ

る。一旦「組閣担当者」が任命されると、組閣までの道りは平坦ではないにしても、方向が定まるのが通例である。組閣に失敗し、交代する場合もあるが、多くの場合は何とか妥協点を見出して、組閣に成功する。これ以降は、国王は形式的な任命行為に関与するだけである。

以上のようなプロセスにおいて、国王の意思が関与する余地があるといわれる。しばしば引き合いに出されるのは、ボードワン前国王が、穏健な国家統一論者であったマルテンス首相の政治的立場を支持して、旧式の単一国家主義のティンデマンス氏や連邦主義のデハーネ氏を避けたことである⁽⁷⁴⁾。

しかし、発足しようとする連立政権が掲げる政策は、議会の多数が承認するものでなくてはならず、国王といえどもそれを無視して自分の意思を優先することはできない。また、慣習的に南北の政党を含んだ「相称的な政府」の要請があり、選択の余地は限定されているといえよう⁽⁷⁵⁾。

(72) 山岡 前掲論文, p.59. は「実際の組閣作業は、憲法に書かれていない次のような慣習的な手続きに従って進められる。」と述べる。

(73) Fitzmaurice, *op.cit.*, pp.86-87.

(74) *ibid.*, p.87.

(75) *ibid.*, p.85.

国王は首相候補選定以外にも、政治的な行為をしてきており⁽⁷⁶⁾、近年では、1990年に、当時のボードワン国王が、議会が可決した中絶法の批准に宗教的理由から反対し、署名を拒んだため、議会との間で国王の権限をめぐる確執が生じたことが知られている。このときは、憲法の「国王の君臨不能」時の手続を用いて、内閣が職務を行うことで乗り切ったが、この措置には憲法違反との批判が付きまとった⁽⁷⁷⁾。それにしても、拒否権すれすれの行為が可能であったことは、「全体として、ヨーロッパの立憲君主国の王として最高の権力を有する⁽⁷⁸⁾」といわれる由縁であろう。

(2) 中央政府

内閣は、議院内閣制であるが、首相の選出手続は、上に述べたように複雑である。ベルギーの選挙から政府が形成されるまでには、100日以上かかることがまれではない⁽⁷⁹⁾。しかも、組閣の結果は、選挙結果を忠実に反映したものとは言いがたい。その理由の一端は、フランダース、ワロニア、ブリュッセルに分かれた諸政党に投じられた民意の所在を窺い知ることの困難さにある⁽⁸⁰⁾。地域ごとに第一党が異なることがしばしば起こり、国全体としてみたときに、どの政党が最大の支持を受けたのかは、解釈次第ということになりかねない。勿論、現有議席からの増減について論じることはできるのだが、連立政権として、どの政党・政策の組み合わせが実現するかは、選挙結果から一義的に決まるものではない。また、近年の継続的な課

題である「国家改革」を推進するには、憲法改正に必要な各院の三分の二の特別多数に加え、フランス語系、オランダ語系それぞれの議員団の過半数の支持を得なくてはならず、多数派形成の条件が厳しくなったといえる。

内閣を構成する閣僚は、首相を除いて両言語から半数ずつ選ばれる。1970年の憲法改正で、「首相を場合によっては除いて、内閣は同数のフランス語系大臣およびオランダ語系大臣から成る。」(99条2項)と明記された。首相は、両言語に通じていることが事実上求められ、その結果オランダ語系が就任することが多い⁽⁸¹⁾。「首相」という地位が憲法上に明記されたのも70年改正であり、それ以前は、慣例であったという。連立政権が常態であるため、首相の資質としては、指導性はもとより、折衝や調停の能力が不可欠とされる。

閣議では、英国と同じように、議決をしないで、首相が会議内容を纏めたものが公的なものとなる。内閣の分裂を避けるための措置だといわれる⁽⁸²⁾。

中央政府の権限は、憲法上に列記されることに限られ、生活関連の多くの領域は地域に委譲された。将来的には、外交・金融・防衛・司法・治安・社会保障・公的債務の返済などに限定されるとみられる⁽⁸³⁾。

司法権は独立している。裁判においても、言語上の不利益が生じないように工夫され、民事・刑事の最高裁判所である「破棄院」でも民事部・刑事部等3つの部のそれぞれに、オランダ語・フランス語の部門がある。1980年の憲法

(76) 津田 前掲論文, p.186.

(77) Fitzmaurice, *op.cit.*, p.85.

(78) *ibid.*, p.87.

(79) 'Belgium's governmentlessness' <<http://www.economist.com>> に引用された Keesing's Record of World Events / The Economistによると、1971年以降12回の選挙で、政権成立まで最短でも1ヶ月余、2ヶ月以内が7回、100日を超えるのが4回で内2回は140日を超える。

(80) Fitzmaurice, *op.cit.*, p.88.

(81) 津田 前掲論文, p.187.

(82) Fitzmaurice, *op.cit.*, p.92.

(83) 三竹 前掲論文, p.118.

改正で設置された仲裁院は、88年の改正では権限が強化され、提訴権者が拡大することになったが⁽⁸⁴⁾、裁判官の言語上の同数性は考慮されている⁽⁸⁵⁾。

(3) 議会

二院制であり、ベルギーの国制上の変更に対しては同一の権限を有するが、政治的な権能は主に下院が有している。選挙権は18歳から与えられる。

下院：11の選挙区から150名の議員が選挙される。選挙区は2002年の改革で従来の20選挙区から10の、州を単位とする選挙区に変更されたが、ブリュッセルの特殊事情を考慮して11になったものである⁽⁸⁶⁾。任期は4年である。下院のみの権能として、連邦政府に対するコントロールがあり、政府の活動と公共財政の政治的統制を独占的に行う「政治の議院」である。

独特なのは、内閣不信任の制度である。内閣への不信任には二つの方法があり、いずれも構成員の過半数で可能である。「建設的不信任の可決」は、首相の後継者の任命を国王に提案するもの、「信任動議の建設的可決」は信任動議否決から3日以内に首相後継者任命の国王への提案である。これらの動議の可決は、内閣総辞職をもたらすものである以上、適切な後継候補を充当する責任が下院にかかることになる。下院が解決できないときには、国民に信を問うことが必要になり、この場合には国王が議会を解散できるのである⁽⁸⁷⁾。このように、国王が制度的に政治過程に組み込まれていることが、首相選任にあたって国王が実質的な役割を果たす

ことを可能にしているといえよう。

上院：上院議員数は71名である。国民により直接選挙される議員が40名であり、下院の選挙と同時に実施される。フランダースから25名、ワロニアから15名である。選挙区は、フランダースとワロニアの二つに限られているが、これは欧州議会議員選挙と同じ区画である⁽⁸⁸⁾。

次に、共同体議会から選出される議員が21名である。オランダ語共同体から10名、フランス語共同体から10名、ドイツ語共同体から1名である。この21名は上院議員に選出後も、共同体議員にとどまるので、議員兼職禁止の例外である⁽⁸⁹⁾。その他の10名の議員については以上の61名の議員中、35名のオランダ語系が6名、25名のフランス語系が4名の議員を選ぶ。この規定は1921年以降のもので、趣旨としては、選挙では選ばれにくい市民社会における見識の高い人を確保するというものであったが、現実には落選候補者の受け皿になっているとの批判がある⁽⁹⁰⁾。この他に、満18歳以上の王位継承者が、上院議員資格をもつ。

上院は「熟慮の議院」とされ、立法の質の保証と、連邦とその構成要素が一堂に会して議論する場とされている。このように上院は、連邦制国家としてのベルギーを反映する、複雑な構成となっているが、これも、多元的な社会に即して要望を吸い上げるための仕組みとみることができる。

2 地域・言語共同体の政府と議会

連邦制は、連邦・言語共同体・地域・州・市町村という5層の構造を定めたという⁽⁹¹⁾。こ

84 武居一正「ベルギーの連邦化」憲法理論研究会『国際化のなかの分権と統合』（憲法理論叢書6）敬文堂、1998、p.104.

85 武居 前掲注(69)、p.48.

86 武居一正「BHV選挙区分割の憲法問題点」『政策科学』13巻3号、2006.3、p.96.

87 武居 前掲注(70)、pp.74-75.

88 三竹 前掲論文、p.117.

89 武居 前掲注(70)、p.71.

90 同上

91 津田 前掲論文、p.190.

ここでは、連邦政府から権限を委譲され、新たに作られた地域と共同体についてみておきたい。

(1) 地域と共同体の政府

地域は、フランダース、ワロニア、ブリュッセルの三地域である。都市計画・環境・通商、農業、一定の条約締結権などの権限を委譲された。

共同体は、オランダ語、フランス語、ドイツ語の三つである。教育・文化・観光分野の権限を委譲された。

図1が示すとおり、地域としてのフランダースとオランダ語共同体は重なっているため、ひとつの政府と議会がある。

ワロニア地域は、その東部にドイツ語共同体を含んでいるのでワロニア地域政府と議会、フランス語共同体の政府と議会が別の存在であり、後者はブリュッセルのフランス語共同体を含んでいる。

ドイツ語共同体は、地域としては認められず、共同体としての権能を、その政府と議会で行使する。現在、政府は4人の閣僚で構成されている。

首都圏のブリュッセル地域は、フランダース地域の中に存在するが、独立の地域とされ、地域政府を有する。言語的には、フランス語とオランダ語の二言語使用とされ、それぞれの言語の共同体に属するが、ブリュッセルにおいても言語ごとの委員会が設けられ、それを統合した合同委員会が設置されている。

伝統的な州は、それぞれの地域に分配されるが、ブリュッセル問題解決のために、従来のブラバント州が二分割され、両地域とも5州から構成されることになった。州のもとに市町村コミューンが存在する。

(2) 地域と共同体の議会

議会は一院であり、議員の任期は5年で、選挙は欧州議会選挙に合わせて実施され、全員が改選となる。

フランダースの議会は118人が直接選挙で選ばれ、ブリュッセル地域議会のオランダ語系議員の選挙での上位6人を加えた、124人で構成するという変則的な形をとる。ブリュッセル選出議員には、フランダース地域の事柄に関して投票する権限がなく⁽⁹²⁾、オランダ語共同体に関する事柄に限定することで、権限の重複を防いでいる。

ワロニアの議会は直接選挙で選ばれた75人で構成される。それにブリュッセル地域議会のフランス語系64人の中から指名される19人を加えたのが、フランス語共同体議会である⁽⁹³⁾。ここでは、共同体と、地域の権限が分かれているため、フランダースのような権限の抵触は生じない。

ドイツ語共同体議会は、直接選挙される25人で構成される⁽⁹⁴⁾。

IV 合意形成型政治の特質

1 レイプハルト教授の民主主義論

レイプハルト教授はその著書『多元社会のデモクラシー』等において、多数決型民主主義(Majoritarian Democracy)と多極共存型民主主義とを類型化した。

同教授によれば、多数決型民主主義の典型が英国であり、民主主義がしばしば多数決のルールと等置されるため、英国式の民主主義が唯一の理想的な民主主義と見做されやすいという。しかし、それは誤りであると、彼は主張する。なぜなら、多数決のルールは民主主義と同義語

⁽⁹²⁾ <http://www.vlaanderen.be/MVG_CMS/uploads/Flemish%20Parliament.0.pdf> last access Jan. 28. 2008.

⁽⁹³⁾ <<http://www.pcf.be>> last access Jan. 28. 2008.

⁽⁹⁴⁾ <http://www.crwflags.com/FOTW/FLAGS/be_de.html> last access Jan. 28. 2008.

ではなく、ある種の民主主義を支えるものにすぎない。それを民主主義の典型や理想と見做すのは、有害だということである⁽⁹⁵⁾。彼は、ノーベル経済学賞を受けたアーサー・ルイス卿の言葉を引用して、「民主主義の原義は、決定の影響を被るすべての人が、直接にまたは選出された代表を通じて、決定に参加すべきだ」ということであり、もし、選挙に勝った政党がすべての政策決定を行い、野党は批判できるが統治から排除されているというのでは、民主主義に悖ることになるという⁽⁹⁶⁾。

したがって、多数決ルールを採用という限定的な条件と、多数決型「民主主義」とを混同しないことが大切である。レイプハルト教授は、そのような区別の上に立って、多数決型民主主義と、多極共存型民主主義を理念型として提起するのであるが、その特徴として挙げているのは、それぞれ、次のようなものである。

多数決型民主主義の本質は、多数者への権力の集中であるという。それは相互に関連する八つの要素を持つとされる。①行政権の一方への集中、②多数党指導者層からなる内閣の構成と議会に対する優越、③立法権の一院への集中、④政権交代可能な二大政党制、⑤同質的な社会において機能する二大政党制、⑥小選挙区制における多数者総取り選挙（着順制（FPTP））、⑦単一の中央集権国家、⑧議会主権。

このような特徴を持つ多数決型民主主義が、ルイス卿の言うように非民主的にならないために、レイプハルト教授が着眼するのは、次の二点である。選挙によって多数党が代わりうることと、そうでない場合でも、社会が相当程度同質的で、与党の政策が野党支持者にも同意できるような場合である。同教授は英国政治を念頭に、以上の議論を組み立てているが、このような条件を欠く場合にはどうであろうか。彼は

1921年と1972年における北アイルランドを例に挙げているが、文化・宗教・民族などが異なり、亀裂を抱える社会においては、それぞれが政治的・社会的な集団に分割されており、多数決型を可能にする社会の同質性や柔軟性を欠くことになるのである。

レイプハルト教授が、多極共存型民主主義のモデルとしたのはベルギーやスイスであるが、その特徴は多数決型の逆になる。①大連立：行政権の共有（share）、②行政と立法の関係の均衡と半権力分立（semi-separation of powers）、③均衡した二院制と少数者代表制、④多党制、⑤政党システムの多元的特徴、⑥比例代表制、⑦地域のおよび非地域的連邦制と非中央集権化、⑧少数者拒否権である。

レイプハルト教授は、1984年以降、多極共存型民主主義の概念を更に発展させて「合意形成型民主主義」という概念を打ち出している。ここでは、1970年代以降の状況の進展が取り入れられ、問題が整理されるとともに、合意形成に資するものとしてコーポラティズム・違憲審査権・独立した中央銀行という新たな論点を付加しているので⁽⁹⁷⁾、この新しい論点に即しながらベルギー政治の特質を検討することにした。

2 ベルギーの合意形成型政治の特質

(1) 大連立／行政権の共有

多数決型民主主義においては、行政権が過半数を制した単一政党とそれが組織する内閣に集中するのに対し、合意形成型民主主義の基本は広範な連立政権を構成する諸政党による行政権の共有である。政権にすべての勢力が参加するという意味ではなく、社会的な分裂を反映する異なる共同体の代表の間で、権力が共有されることが眼目である。ベルギーの憲法政治は、行

⁽⁹⁵⁾ Arend Lijphart, "The Belgian Example of Cultural Coexistence", in A. Lijphart ed., *Conflict and Coexistence in Belgium*, Berkeley: Institute of International Studies, University of California, c1981, pp.1-2.

⁽⁹⁶⁾ *ibid.*, p.2.

⁽⁹⁷⁾ 木暮健太郎「レイプハルトの民主主義理論再考」岩崎ほか編著 前掲書, p.195参照。

政権共有の卓越した事例を提供してきた。非公式の規範ながら、多年にわたり内閣の構成を、多数派であるオランダ語系の代表と、少数派であるフランス語系の代表をほぼ同数で運営することがなされてきたのである。1970年の憲法改正は、先に見たように、これを公式のルールとして定着させた。第二次大戦後、単独内閣は4回しかなく、1980年以降は、すべてのベルギー内閣は、4から6政党による連立政権であり、それも、合計して過半数をぎりぎり超える程度の諸政党による連立内閣が多かったという⁽⁹⁸⁾。(別表1及び2参照)。

(2) 行政と立法の関係の均衡と半権力分立

ベルギーも英国と同様に、議会の信任に基づく内閣を構成するが、英国の議院内閣制のような強力な内閣を構成するのではなく、議会とギブアンドテイクの関係を持つ傾向にある。閣僚は必ずしも議員であることを要さないが、現実にはほとんどの場合議員である。ベルギー内閣は2-3年で交代することが多く短命だというのが⁽⁹⁹⁾、首相については同一人物が何度も政権を担当していることがわかる。ベルギーの行政と立法の関係は、権力分立が明確に謳われているのではなく、均衡の取れた、非公式の分立ないし部分的な権力分立とみなされるが⁽¹⁰⁰⁾、首相の人事は、この均衡をとることの難しさを象徴しているであろう(別表1参照)。

(3) 均衡した二院制と少数者代表制

二院制を正当化する理由の一つは、上院において少数者を代表する特別な理由があることである。そのために、二つの条件が満たされる必要がある。上院が下院とは異なった選挙基盤から選出されること、上院が下院と同等の権力を

有することである。ベルギーの上院は、かつては下院と同等の権力を有するとされたが、近年の上院改革で人数も削減され、権限も縮小した。選挙については、直接選挙・言語共同体などからの間接選挙等の混合型の選挙方法を採用していて、独特の連邦制を反映した上院となっている。

(4) 多党制とそれを成り立たせている社会の多元性

政党システムの多元的特徴(上記⑤)については、既に論及したので繰り返さない。多党制を可能にしている比例代表制(上記⑥)については、その採用により、社会的な対立を反映する諸勢力が、排除や抑制されることなく、政党システムに変換・移行することを可能にしていること、小選挙区制の国であれば、それぞれの選挙区において相対多数を占めた一名しか議席を獲得できず、二大政党に収斂しやすいのに対し、比例代表制ではそれぞれの政党が獲得した得票に準じて議席が配分されることを確認しておこう⁽¹⁰¹⁾。

(5) 地域的および非地域的連邦制と非中央集権化

単一の集権国家に対応するのは、連邦制の分権化した国家であるが、地域から構成される連邦制が一般的な中で、社会的に異なる共同体の自立も認めるやり方がユニークである⁽¹⁰²⁾。ただし、地域的には北部に位置するブリュッセルが、フランス語共同体に属するために、複雑な組織・機構を作らせることになった。

(6) 硬性憲法と少数者拒否権

英国の不文憲法が、議会の単純多数で変更可

⁽⁹⁸⁾ レイプハルト 前掲注(1)『民主主義対民主主義』p.28.

⁽⁹⁹⁾ Lijphart, *op.cit.*, p.5.

⁽¹⁰⁰⁾ *ibid.*

⁽¹⁰¹⁾ Fitzmaurice, *op.cit.*, p.7.

⁽¹⁰²⁾ *ibid.*, p.7.

能なのと異なり、ベルギーの成文憲法は、その改正には議会の両院それぞれにおける三分の二の特別多数を要する硬性憲法である。この規定は、少数派が一院の三分の一を支配すれば改正を拒めるという意味で、少数者の拒否権を認めたものとみることができる。更に、第三次の憲法改正は、フランス語共同体を多数者であるオランダ語共同体から保護する目的で、法律についても、言語集団の自立に影響するものは、両院の三分の二に加え、各言語集団の過半数の承認を要すると定めたのである。また、それ以外に、少数派集団が、自分達の利害に甚大な影響がある場合に、内閣にアピールする、「警鐘手続」が定められている。

(7) コーポラティズム

経営者団体と労働組合が、労使協調路線をとり、場合により、政府が調停等の役割を果たすことが慣例化している。三者間協議、比較的少数の大規模利益集団、強力な頂上団体というコーポラティズム一般の特徴を備えているが、ベルギーでは、かねてより経営者団体が強力であるため、自由主義的コーポラティズムと特徴付けられる⁽¹⁰³⁾。

(8) 違憲審査権

ベルギーでは、1980年に仲裁院が設置された。分権化に伴い、中央政府、共同体政府、地域政府間の権力分割に関する憲法規定の解釈が必要となり、それを担当するために設けられたのである。1988年に権限が強化され、今日では純粋な憲法裁判所といえる⁽¹⁰⁴⁾。

(9) 独立した中央銀行

連邦制への移行にともなって、従来の弱い中

央銀行から脱皮したが、主たる理由は、1993年に批准されたマーストリヒト条約が、中央銀行の独立性を高める義務を負わせたことによる⁽¹⁰⁵⁾。

以上のような複雑な仕組みが、ベルギーの合意形成型民主主義を形成していたと、レイプハルト教授は分析している。彼が特にベルギーをその典型として分析する理由は、スイスのように文章化されていない慣習によって共存が図られるのと異なり、明確な憲法上の規定を有していること、特に、権力共有や少数者拒否権の規定に注目していることによる。

おわりに—多元的社会と政治的統合

ベルギーでは、多数決ルールに制限を加えることで、独自の合意形成型の政治を形成してきたとみることができる。従来からの措置の内での主なものとしては、1899年以来の比例代表制と1930年と1963年の言語法による少数者の保護の仕組みがある。「国家改革」の過程では、1970-80年には、それらに加えて、内閣と議会における言語パリティ制と内閣の全会一致制が確認され、連邦主義が進展した1981年以降は、それらに、ブリュッセルでの少数者言語保護が加わり、非公式な慣例であるシンメトリックな連立政権構成が合意形成を担保しているという⁽¹⁰⁶⁾。

以上の見解を肯定した上で、ベルギーは合意形成型の単一国家から、合意形成型の連邦国家になり、地域対立が減少し、ベルギー人としてのアイデンティティの腐食も停止したとする見方があるが⁽¹⁰⁷⁾、果たしてそう言えるであろうか。

ベルギーの1960年代以降の特徴は、全国政党の不在である。これは、他の連邦国家には見ら

⁽¹⁰³⁾ レイプハルト 前掲注(98), p.30.

⁽¹⁰⁴⁾ 同上, p.33.

⁽¹⁰⁵⁾ 同上

⁽¹⁰⁶⁾ Hooghe, *op.cit.*, p.68

⁽¹⁰⁷⁾ Ugo M. Amoretti, "Introduction", Amoretti & Bermeo, *op.cit.*, p.15.

れない現象であり、それだけ地域間の特性が際立っていることを示している⁽¹⁰⁸⁾。今回の連立政権の難航は、対立的な要素が強まり、統合が困難になっていることを証するものではないだろうか。

連邦制ベルギーの将来を考えるのに、ベルギー国家の枠内における統合の要素を見ただけでは、不十分であろう。中央政府の権限が削減された上、中央政府に残された事柄の中でも外交・防衛・金融などの分野は、国家主権が働くよりも、EUやNATOなどの枠組みによる超国家的な連携が必要とされる⁽¹⁰⁹⁾。また、中央政府から地域に委譲された権限に、一定の条約締結権が含まれており、これは農業分野の権限も委譲されたことと併せて考えれば明らかなように、EUの農業政策などが直接地域に反映する仕組みとなっていることがわかる。

これまで、多くのベルギーの首相や外相が、EUなどで主導的な役割を果たしたという政治

指導の面も無視し得ないが、地域の主権的な役割が増せば、国家の中央政府としての役割が制約を受けることは免れがたいであろう。

あるベルギーの世論調査では、「10年後にベルギーが存続しているか」を聞いたところ、90%が肯定したという。しかし、「2050年まで続くか」という問いには半分以上が「消滅する」と答えたという⁽¹¹⁰⁾。

ベルギーの合意形成の仕組みは、これまで見てきたように、中央政府の構成と機能を中心に形成されてきた。ベルギー国内における分権化・連邦化の方向と、EUの展開の中で、それが機能不全を起こしつつあることを、今回の難航した政権選択が示しているのではないだろうか。

今回の暫定政権は2008年の復活節（3月23日）までと、期限を切られている。その後の政治的展開が注目される所以である。

（わたなべ たつる 政治議会調査室）

⁽¹⁰⁸⁾ Dewachter, *op.cit.*, p.298.

⁽¹⁰⁹⁾ 三竹 前掲論文, p.120.

⁽¹¹⁰⁾ 前掲注(7), p.12.

別表1 戦後歴代政府一覧

期間 (年) (月)	首相 (出身政党名) *	構成政党
1944-45	ピアロ V (PSC)	CVP/PSC, BSP/PSB, PVV/PLP, PCB
1945 (2-4)	ファン・アクル I (PSB)	CVP/PSC, BSP/PSB, PVV/PLP, PCB
1945-46	ファン・アクル II (PSB)	BSP/PSB, PVV/PLP, PCB, UDB
1946 (3)	スパーク II (PSB)	BSP/PSB
1946 (3-6)	ファン・アクル III (PSB)	BSP/PSB, PVV/PLP, PCB
1946-47	ユイスマンス I (PSB)	BSP/PSB, PVV/PLP, PCB
1947-49	スパーク III (PSB)	CVP/PSC, BSP/PSB
1949-50	エイスケンス I (CVP)	CVP/PSC, PVV/PLP
1950 (6-8)	ドゥヴェザール (CVP)	CVP/PSC
1950-52	フォリアン (PSC)	CVP/PSC
1952-54	ファン・フット (CVP)	CVP/PSC
1954-58	ファン・アクル IV (PSB)	BSP/PSB, PVV/PLP
1958 (6-11)	エイスケンス II (CVP)	CVP
1958-61	エイスケンス III (CVP)	CVP/PSC, PVV/PLP
1961-65	ルフェーブル (CVP)	CVP/PSC, BSP/PSB
1965-66	ハルメル (PSC)	CVP/PSC, BSP/PSB
1966-68	ファンデン・ボイナンツ I (PSC)	CVP/PSC, BSP/PSB
1968-71	エイスケンス IV (CVP)	CVP/PSC, BSP/PSB
1972 (1-11)	エイスケンス V (CVP)	CVP/PSC, BSP/PSB
1972-73	ルビュトン (PSB)	CVP/PSC, BSP/PSB, PVV/PLP
1974 (4-7)	ティンデマンス I (CVP)	CVP/PSC, PVV/PLP
1974-77	ティンデマンス II (CVP)	CVP/PSC, PVV/PLP, RW
1977-78	ティンデマンス III (CVP)	CVP/PSC, BSP/PSB, FDF, VU
1978-79	ファンデン・ボイナンツ II (PSC)	CVP/PSC, BSP/PSB, FDF, VU
1979-80	マルテンス I (CVP)	CVP/PSC, SP/PS, FDF
1980 (1-4)	マルテンス II (CVP)	CVP/PSC, SP/PS
1980 (5-10)	マルテンス III (CVP)	CVP/PSC, SP/PS, PVV/PRL
1980-81	マルテンス IV (CVP)	CVP/PSC, SP/PS
1981 (4-11)	エイスケンス VI (CVP)	CVP/PSC, SP/PS
1981-85	マルテンス V (CVP)	CVP/PSC, PVV/PRL
1985	マルテンス VI (CVP)	CVP/PSC, PVV/PRL
1985-88	マルテンス VII (CVP)	CVP/PSC, PVV/PRL
1988-91	マルテンス VIII (CVP)	CVP/PSC, SP/PS, VU
1991-92	マルテンス IX (CVP)	CVP/PSC, SP/PS
1992-95	デハーネ I (CVP)	CVP/PSC, SP/PS
1995-99	デハーネ II (CVP)	CVP/PSC, SP/PS
1999-2003	フェルホフスタット I (VLD)	VLD/PLP, SP/PS, Agalev, Ecolo
2003-07	フェルホフスタット II (VLD)	VLD/MR, SP, a/PS, Spirit
2007-08	フェルホフスタット III (暫定) (VLD)	VLD/MR, CD&V/CDH, SP, a

(出典) 津田由美子「ベルギー」馬場康雄・平島健司編『ヨーロッパ政治ハンドブック』p.273を
Fitzmaurice, *The Politics of Belgium* 及び「世界年鑑」により追補

* ローマ数字は、政権担当の回次を示したものである。

別表2 1946-1999年の下院選挙結果

	1946		1949		1950		1954		1958		1961		1965		1968		1971		1974		1977		1978	
	%	seats	%	seats	%	seats	%	seats	%	seats	%	seats	%	seats	%	seats	%	seats	%	seats	%	seats	%	seats
CVP/PSC	42.5	92	43.6	105	47.7	108	41.1	95	46.5	104	41.5	96	34.4	77	31.8	69	30.1	67	32.3	72	36.0	80	36.3	82
SP/PS	31.6	69	29.8	66	34.5	77	37.3	86	35.8	84	36.7	84	28.8	64	28.0	59	26.4	61	26.7	59	27.1	62	25.4	58
PVV/PRL	8.92	17	15.25	29	11.25	20	12.1	25	11.1	21	12.3	20	21.6	48	20.9	47	15.9	34	15.2	30	15.5	33	16.4	37
FDf/RW	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.3	5	5.9	12	11.2	24	10.9	25	7.1	15	7.1	15
VU	—	—	2.1	0	—	—	2.2	1	1.9	1	3.5	5	6.7	12	9.8	20	11.1	21	10.2	22	10.0	20	7.0	14
KPB/PCB	12.7	23	7.5	12	4.7	7	3.6	4	1.9	2	3.1	5	4.6	6	3.3	5	3.1	5	3.2	4	2.1	2	3.2	4
Ecolo	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.8	0
Agalev	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.9	1
UDRT/RAD	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.4	1
VB	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Front National	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Van Rossem (libertarian list)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
Others	2.2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2.9	2	2.1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	1981		1985		1987		1991		1995		1999	
	%	seats										
PSC	(7.1)		(7.9)	(20)	(8.0)	(19)	(7.7)	(18)	(7.7)	(12)	(6.0)	(10)
CVP	26.4	61	29.2	69	27.5	62	24.5	57	24.9	41	20.5	32
	(19.3)		(21.3)	(49)	(19.5)	(43)	(16.8)	(39)	(17.2)	(29)	(14.5)	(22)
PS	(12.7)		(13.7)	(35)	(15.6)	(40)	(13.5)	(35)	(11.9)	(18)	(10.4)	(19)
SP	25.1	61	28.2	67	30.5	72	25.5	63	24.5	39	20.2	33
	(12.4)		(14.5)	(32)	(14.9)	(32)	(12.0)	(28)	(12.6)	(21)	(9.8)	(14)
PRL	(8.6)		(10.2)	(24)	(9.4)	(23)	(8.1)	(20)	(10.3)	(18)	(10.4)	(18)
PVV	21.5	52	20.9	46	20.9	48	20.1	46	23.4	39	25.1	41
	(12.9)		(10.7)	(22)	(11.5)	(25)	(12.0)	(26)	(13.1)	(21)	(14.7)	(23)
FDf/RW	4.2	8	1.2	3	1.2	3	1.5	3	—	—	—	—
VU	9.7	20	7.9	16	8.1	16	5.9	10	4.7	5	5.7	8
PCB/KPB	2.3	2	1.2	0	0.8	0	0.1	0	—	—	—	—
Ecolo	4.8	4	2.5	5	2.6	3	5.1	10	4.0	6	7.6	11
Agalev	2.7	3	3.7	4	4.5	6	4.9	7	4.4	5	7.2	9
UDRT/RAD	1.1	1	1.2	1	—	—	0.2	0	—	—	—	—
VB	—	—	1.4	1	1.9	2	6.6	12	7.8	11	10.1	15
Front National	—	—	—	—	0.1	0	1.1	1	2.5	2	1.5	1
Van Rossem (libertarian list)	—	—	—	—	—	—	3.2	3	—	—	—	—
Others	—	—	2.3	0	2.0	0	1.5	0	2.9	0	2.6	0

(出典) Fitzmaurice, *The Politics of Belgium*, pp.272-273. 及びベルギー政府HP. (p.6表参照) より作成